

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 林地開発行為 第1節～第2節 (省略)</p> <p>第3節 行為者に対する指導等</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(中止又は復旧措置の指導)</p> <p>第12条 林業事務所の長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、林地開発行為をしている者に対し、当該林地開発行為の中止又は復旧に必要な措置（以下「復旧措置」という。）を講ずべきことを指導するものとする。</p> <p>一 林地開発行為の許可を受けずに林地開発行為をしたとき。</p> <p>二 林地開発行為の許可に付した条件に違反して林地開発行為をしたとき。</p> <p>三 偽りその他の不正な手段により林地開発行為の許可を受けて林地開発行為をしたとき。</p> <p>四 林地開発行為の許可を受けた者が条例第6条から条例第9条まで、条例第10条第1項、第3項若しくは第4項、条例第11条第1項若しくは第3項、条例第12条第1項又は条例第13条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。</p> <p>五 林地開発行為の許可を受けた者による林地開発行為において、森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるとき。</p> <p>2 林業事務所の長は、前項に規定する中止を指導する場合において、現地の状況から事故、災害又は水害の発生のおそれがあると判断するときは、直ちに、必要な応急工事の実施について指導するものとする。</p> <p>3 林業事務所の長は、第1項各号に掲げるいずれかに該当するときは、必要に応じて、林地開発行為をしている者その他関係者に対し、事情聴取を行い、当該林地開発行為をしている者から違反行為中止等指導請書（別記第6号様式）を提出させるものとする。ただし、当該事情聴取により新たに指導すべき事項が明らかになった場合は、改めて指導するものとする。</p> <p>第13条～第15条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 林地開発行為 第1節～第2節 (省略)</p> <p>第3節 行為者に対する指導等</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(中止又は復旧措置の指導)</p> <p>第12条 林業事務所の長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、林地開発行為をしている者に対し、当該林地開発行為の中止又は復旧に必要な措置（以下「復旧措置」という。）を講ずべきことを指導するものとする。</p> <p>一 林地開発行為の許可を受けずに林地開発行為をしたとき。</p> <p>二 林地開発行為の許可に付した条件に違反して林地開発行為をしたとき。</p> <p>三 偽りその他の不正な手段により林地開発行為の許可を受けて林地開発行為をしたとき。</p> <p>四 林地開発行為の許可を受けた者が条例第6条から条例第9条まで、条例第10条第1項、第3項若しくは第4項、条例第11条第1項若しくは第3項、条例第12条第1項又は条例第13条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。</p> <p>五 林地開発行為の許可を受けた者による林地開発行為において、森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるとき。</p> <p>2 林業事務所の長は、前項に規定する中止を指導する場合において、現地の状況から事故、災害又は水害の発生のおそれがあると判断するときは、直ちに、必要な応急工事の実施について指導するものとする。</p> <p>3 林業事務所の長は、第1項各号に掲げるいずれかに該当するときは、必要に応じて、林地開発行為をしている者その他関係者に対し、事情聴取を行い、当該林地開発行為をしている者から違反行為中止等指導請書（別記第6号様式）を提出させるものとする。ただし、当該事情聴取により新たに指導すべき事項が明らかになった場合は、改めて指導するものとする。</p> <p>第13条～第15条 (省略)</p>

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針新旧対照表

改正後	改正前
<p>(命令の完了)</p> <p>第16条 林業事務所の長は、法第10条の3第1項の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令を受けた者（以下「被命令者」という。）が当該命令に基づく施行を完了したときは、当該被命令者から復旧命令等完了報告書（別記第9号様式）を提出させるものとする。</p> <p>2 林業事務所の長は、前項に規定する復旧命令等完了報告書が提出されたときは、速やかに、確認員を指名して現地の確認を行うものとする。</p> <p>3 林業事務所の長は、前項に規定する確認を行う旨被命令者に通知し、当該被命令者及び工事施工者の現地立会いを求めるものとする。</p> <p>4 林業事務所の長は、第2項の確認の結果、復旧命令等の完了を確認したときは、被命令者に通知するものとする。</p> <p>(復旧措置等の施行中の調査及び指導)</p> <p>第17条 林業事務所の長は、第13条第2項の復旧措置計画、法第10条の3第1項の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令等の施行中においては、必要に応じて、現地調査を行い、当該復旧措置計画等が適正に施行されるよう指導するものとする。</p> <p>第3章～第5章 (省略)</p> <p>附 則 この行政指導指針は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印旛農林振興センター、香取農林振興センター、海匝農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長がした通知、勧告その他の指導は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長がした通知、勧告その他の指導とみなす。</p> <p>3 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印旛農林振興センター、香取農林振興センター、海匝農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長に対してした協議、届出その他の行為は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長に対してした協議、届出その他の行為とみなす。</p> <p>附 則</p>	<p>(命令の完了)</p> <p>第16条 林業事務所の長は、法第10条の3の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令を受けた者（以下「被命令者」という。）が当該命令に基づく施行を完了したときは、当該被命令者から復旧命令等完了報告書（別記第9号様式）を提出させるものとする。</p> <p>2 林業事務所の長は、前項に規定する復旧命令等完了報告書が提出されたときは、速やかに、確認員を指名して現地の確認を行うものとする。</p> <p>3 林業事務所の長は、前項に規定する確認を行う旨被命令者に通知し、当該被命令者及び工事施工者の現地立会いを求めるものとする。</p> <p>4 林業事務所の長は、第2項の確認の結果、復旧命令等の完了を確認したときは、被命令者に通知するものとする。</p> <p>(復旧措置等の施行中の調査及び指導)</p> <p>第17条 林業事務所の長は、第13条第2項の復旧措置計画、法第10条の3の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令等の施行中においては、必要に応じて、現地調査を行い、当該復旧措置計画等が適正に施行されるよう指導するものとする。</p> <p>第3章～第5章 (省略)</p> <p>附 則 この行政指導指針は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印旛農林振興センター、香取農林振興センター、海匝農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長がした通知、勧告その他の指導は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長がした通知、勧告その他の指導とみなす。</p> <p>3 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印旛農林振興センター、香取農林振興センター、海匝農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長に対してした協議、届出その他の行為は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長に対してした協議、届出その他の行為とみなす。</p> <p>附 則</p>

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 この行政指導指針は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>2 この行政指導指針の施行前であっても、勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年勝浦市条例第10号）及び富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年富津市条例第1号）は、各施行日から行政指導指針第18条第3項に規定する別表2に含まれるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成28年2月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この行政指導指針は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>1 この行政指導指針は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>2 この行政指導指針の施行前であっても、勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年勝浦市条例第10号）及び富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年富津市条例第1号）は、各施行日から行政指導指針第18条第3項に規定する別表2に含まれるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、平成28年2月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この行政指導指針は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>(省略)</p>